

別表六の二（二十六） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第25条の2の2第2項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第25条の2の3第2項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等2」は、次により記載します。

(1) 連結法人が震災特例法第25条の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。

(2) 連結法人が震災特例法第25条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。以下同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指

示の全てが解除された日を記載します。

(3) 連結法人が震災特例法第25条の2の3第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった日（当該特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》に規定する認定特定復興再生拠点区域をいいます。）に該当することとなる区域にあっては、当該変更の認定があった日）のいずれか早い日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、減価償却資産が震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる資産又は震災特例法第25条の2の2第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。